

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	みらい建設工業株式会社
代表者氏名	代表取締役 石橋 宏樹
本店所在地	東京都港区芝 4－6－1 2
停 止 期 間	1 か月

3 入札参加停止の理由

名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事（その6）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったことが、港則法に違反するとして、みらい建設工業株式会社及び同社の社員は、令和8年7月17日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

【入札参加停止要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当】

4 停止期間の始期及び終期

令和8年9月8日から令和8年10月7日まで（1か月）

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内